

平成30年 7月 5日

福島県議会議長 吉田栄光様

議員定数等検討委員長

斎藤健治

議員の総定数、選挙区及び選挙区別定数について（答申）

本件につきましては、昨年3月7日に貴職から諮問を受け、以来10回の委員会を開催し、慎重に検討を進めてまいりました。

委員会では、平成27年国勢調査人口に基づき検討を開始しましたが、双葉郡選挙区については、強制合区となることに加え、国勢調査人口と住民基本台帳の数値が著しく乖離していることから、双葉郡の住民が国の避難指示により避難をしている中で行われた国勢調査の人口をもって選挙区の存廃を決すべきでないとの意見で一致し、本県議会として双葉郡選挙区の存続を国に働きかけるよう貴職に要請いたしました。

全会派が一致して行った国会への要望活動や貴職の尽力の結果、議員立法により去る4月13日、次期一般選挙における選挙区の特例を定める「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙区に関する臨時特例法」（以下、「臨時特例法」という。）が成立し、同月20日公布、施行されました。

臨時特例法に定める特例を用いる市町村の区域については、人口の減少率が避難地域以外の市町村を上回る「双葉郡8町村、南相馬市及び飯舘村」の10市町村とすること、また、総定数については、特例を用いる選挙となるため増減には慎重であるべきことから現行のままとすることを全会一致で決定いたしました。

選挙区及び選挙区別定数については、上記の10市町村に特例の数値を用い、その他の市町村は平成27年国勢調査人口を用いた選挙区別定数の試算により慎重に検討いたしました。人口比例により、郡山市選挙区を1人増、喜多方市・耶麻郡選挙区を1人減とすることを多数をもって決定いたしました。

よって、本委員会として下記のとおり答申いたします。

#### 記

1 臨時特例法を適用する区域について

南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村の10市町村とする

2 総定数について

現行のまま（58人）とする

3 選挙区及び選挙区別定数について

選挙区は現行のまま（19選挙区）とし、選挙区別定数については、郡山市選挙区の定数を1人増の10人に、喜多方市・耶麻郡選挙区の定数を1人減の2人とし、その他の選挙区の定数は現行のままとする

なお、選挙区別定数については、特例を用いる選挙となることなどを踏まえ、現行のままとすべきとの少数意見がありました。

また、次の議員定数等の検討にあたっては、次回国勢調査の結果や、復興の進捗・避難地域の状況等を踏まえ、十分な検討が必要との意見があったことを申し添えます。